

検討項目	論点	委員意見
<p>5. 支え手を増やす方策等 (1) 短時間労働者等に対する厚生年金の適用</p>	<p>○短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図るべきではないか。その場合、保険料負担の増加等について、どのように考えるか。</p>	<p>【短時間労働者への厚生年金の適用拡大に賛成する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への適用拡大は、雇用労働者としての均等待遇の観点から、是非必要である。当該労働者及び事業主の保険料負担が増大することについては、経過措置を設ける等一定の配慮を行うべき。(大山・山口・小島) ・短時間労働者へも厚生年金の適用拡大を図っていくことが必要。(翁) ・働き方の多様化への対応、短時間労働者の年金保障の充実と支え手の増加、就業調整問題の解決、事業主間の保険料負担の不均衡是正に貢献するため、短時間労働者への適用拡大に賛成。(堀) ・適用されていない労働者は、年金なら第3号被保険者、医療なら被扶養者となり、別の被保険者の負担で給付を受けることになる。適用されない労働者を雇う企業は、それ以外の労働者を雇う企業に、自分の労働者の社会保障負担を転嫁していることになる。(堀) ・年金の支え手であり日本社会の担い手として今後大いに期待される若者や女性が、十分な職業教育の機会も得られないまま、不安定なパート・アルバイトとして社会保障制度の外で働くのは好ましいとは言えない。短時間労働者の厚生年金適用拡大をぜひとも実施に移していくべき。(杉山) ・パートが多く雇用されている飲食業などは国際競争のない業種であり、適用拡大は必ずしも経営問題にはならないのではないか。(大澤) ・パート適用に関して労働者本人が負担を納得するかという指摘があるが、給付の面も考えないといけない。(大山) <p>【短時間労働者への厚生年金の適用拡大は慎重に検討するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者とのアンバランスの解消策や財政影響の試算を十分明らかにする必要がある。また、医療保険や介護保険への適用を拡大すればその影響は甚だ大きく、適用拡大による雇用の手控えといった雇用への影響、特定業種、地域経済への影響、事務負担の増加を最小限に緩和する包括的な取り組みと併せて、慎重に検討すべきである。(井手・岡本・矢野) ・短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、60才を超えてパート就労しているも

	<p>のに在職老齢年金制度が適用され、年金額が減額される上に保険料負担も同時に発生する。このような事態が発生することにより、高齢者本人の就労意欲を損ない、企業にとっても高齢者の採用への影響が生じてくるのではないか。(井手・岡本・矢野)</p> <p>【基礎年金の税方式化によって対応するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の区分が変わることによって、その都度給付と負担の在り方が変わらるような制度は好ましくない。基礎年金の税方式化は、短時間労働者への厚生年金の適用拡大に伴う課題の解決に資する。(井手) <p>【適用拡大に当たっては方法を工夫すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人に年金を保障するというプラスの方向を目指していても、企業負担が増えるために短時間労働者の需要が減ることで、今短時間労働者にとどまっている若年者が今度は失業者となる可能性もあり、工夫したやり方をしないといけない。(翁) 短時間労働者への適用拡大は、雇用労働者としての均等待遇の観点から、是非必要である。当該労働者及び事業主の保険料負担が増大することについては、経過措置を設ける等一定の配慮を行うべき。<再掲> (大山・山口・小島) <p>○短時間労働者に対する新たな厚生年金の適用基準について、どう考えるか。</p> <p>【週の労働時間を要件とすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険と同じく週の所定労働時間が20時間以上の労働者を対象にすることが適當。労働時間要件と選択的に収入・賃金要件を設けるかどうかは、給付や負担の定め方による。設けるとした場合、厚生年金は被用者保険であるため、収入ではなく賃金を要件とすべき。(堀) <p>【週の労働時間要件に収入要件を併用すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入要件を併用した方が、雇用形態の多様化に対応でき、就業調整の余地が減少するのではないか。(翁) 新たな適用基準は、「週の所定労働時間20時間以上または年収65万円以上」とすべきである。(大山・山口・小島) 週の所定労働時間20時間または年収65万円以上に適用拡大する案に賛成。所定労働時間が極めて短い者であっても、相応の賃金を得ているのであれば、厚生年金の対象者とすることに問題はない。ただし、短時間労働以外から主たる収入を得ている場合は適用からはずせばよいのではないか。(杉山)
--	--

	<p>【収入要件だけで適用の対象となる者を決めるべきではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の理念は、雇用契約に基づいて労働を提供し、会社に貢献する者に対して、会社もサポートすること。被用者保険という観点からは、収入だけ見て適用するということにはならないのではないか。(岡本) <p>【短時間労働者以外についても適用を検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用拡大を議論するのであれば、まず先に任意適用事業所に雇用される従業員への強制適用のあり方を検討すべきである。(井手・岡本・矢野) ・従来任意適用となっている5人未満の個人事業所及び適用外業種の事業所についても強制適用とするべきである。また、複数事業所で雇用される場合は、個々の事業所で労働時間及び年収は適用要件に満たなくても、合算すれば適用基準を満たす場合の適用のあり方についても、さらに検討するべきである。(大山・山口・小島) <p>【適用拡大に当たっては保険料の徴収等について見直す必要があるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用拡大の実効性を確保する上では、労働保険との適用・保険料徴収の一元化等の業務態勢の強化や、事業主負担の賦課基準を賃金支払総額とするなどの見直しが必要。(山崎) <p>【医療保険との関係も検討するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険では、被扶養者から被保険者本人になるものにとって見ると保険料負担が発生しても、医療費の一部負担は3割で変わらず、適用拡大による被保険者本人にメリットは少ない。したがって、医療保険における適用拡大の影響も同時に検討すべき重要な問題である。(井手・岡本・矢野) <p>【標準報酬下限維持案の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担が逆進的となり、厚生年金の応能負担原則に反する。(堀) <p>【標準報酬下限引下げ×給付維持案の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養配偶者にまで基礎年金を支給すると、拠出した保険料と比べて給付が過大となる。(堀)
○短時間労働者へ適用拡大を行う場合の給付と負担の在り方について、どう考えるか。	

		<p>【標準報酬下限引下げ×給付調整案（本人給付維持案）を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者の給付と負担のあり方は、「標準報酬下限引下げ×本人給付維持案」を基本に考えるべきである。保険料は応能負担で、給付で被用者グループ内の所得再分配を行う被用者年金の設計上当然であり、問題ではない。（大山・山口・小島） ・現行の厚生年金とほぼ同じ仕組みである標準報酬下限引き下げ×給付調整案（本人給付維持案）が適切。（堀） <p>【標準報酬下限引下げ×給付調整案（本人給付維持案）の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬月額の下限を引き下げて、第1号被保険者の負担より少ない負担で基礎年金に上乗せした報酬比例年金を受給するような給付設計を制度に組み込むことについては、十分な検討をすべきである。（井手・岡本・矢野） <p>【標準報酬下限引下げ×給付調整案（本人給付調整案）を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付と負担のあり方については、標準報酬下限引下げ×本人給付調整案が望ましいと思われる。現状の若年層の短時間労働者の増加を考えると、短時間労働者の年金がある程度保障されることが重要である。同時に、給付水準によっては、先行き極めて深刻な年金財政の悪化を招く可能性がある。（翁） ・提案された4案はいずれも1号との不公平感を解消できないが、あえて言えば基礎年金減額案が一番理解を得やすい。（杉山）
(2) 高齢者の就労促進・支給開始年齢	○高齢者の就労促進という観点から在職老齢年金の仕組みをどう見直すか。	<p>【在職老齢年金の仕組みの見直しについての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の在職老齢年金制度を廃止して、総収入（賃金・高年齢雇用継続給付金、事業所得、家賃、配当・利子等）をベースに、年金額を調整する制度に抜本的に改める。例えば、年収総額が600万円を超えるあたりから順次年金支給を削減し、年収1000万円で全額停止としてはどうか。（大山・小島・山口） ・B案（2対1の調整率の緩和案）でもC案（2対1調整基準の引上げ案）でも高賃金の者のみが改善されるので、望ましくないのではないか。A案（1律2割停止の廃止案）の変形として、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が引き上げられた者について、2割停止を廃止したらどうか。（堀） ・支給停止（調整）率の緩和や、60歳台前半の老齢厚生年金の65歳以後への繰り下げ支給の導入については、高所得層に有利になることから、慎重な検討が必要。（山崎）

	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度を基本に見直すとすれば、年金水準が下がる 60 歳台前半の報酬比例部分のみの老齢厚生年金について、一律 2 割の支給停止を廃止することが現実的な対応。(山崎) ・企業の雇用政策とも関係することから、就労を阻害しない、シンプルで分かりやすい制度とするよう見直しを行うべきである。また、総報酬制の導入で、前年度の賞与の 1/12 を加算して在職老齢年金額が計算される。定年後再雇用の場合などに在職老齢年金が大幅に削減されるため、当年度の賞与で計算されるよう見直しが必要である。(井手・岡本・矢野) <p>【在職老齢年金以外の方策についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の本格的な就労を促進するため、例えば年金の繰下げ受給を選択できる仕組みを取り入れることも考えられる。(神代) ・繰下げ支給案は以下のような問題がある。(堀) <ul style="list-style-type: none"> ① 60 ~ 64 歳の在職老齢年金の趣旨が賃金だけでは生活できないため支給するものであると考えられるが、この案は年金無しでも生活できる者に年金を支給するものであり、上記の趣旨に反する ② I 案(年金全額繰下げ案)は論外—在職中の高賃金の者に年金を全額支給するのは、厚生年金制度の趣旨(退職による生活の保障)に反する ③ II 案(年金一部繰下げ支給案)一繰下げ支給の年金額が減額されるとすれば、現行制度について指摘されている就労阻害効果の面では同じではないのか ④ 繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自主的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果については現行制度と同じではないのか ・支給停止(調整)率の緩和や、60 歳台前半の老齢厚生年金の 65 歳以後への繰り下げ支給の導入については、高所得層に有利になることから、慎重な検討が必要。<再掲>(山崎) ・高齢者の就労を促進する上では、在職老齢年金制度を廃止し、年齢要件のみで全額支給する一方で、年金税制を見直し、総合課税化することが考えられる。(山崎) ・在職老齢年金制度を存続させることを前提にすると、年金の支給停止額を雇用貢献度の指標として、貢献度に応じて事業主負担を軽減してはどうか。この場合、雇用保険の雇用三事業による高齢者雇用関係の各種助成金との統合も考えられる。(山崎)
--	---

	<p>○支給開始年齢についてどう考えるか。</p>	<p>【支給開始年齢の引上げは行うべきではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現下の厳しい雇用情勢と、支給開始年齢の引上げ途上にあることから当面は支給開始年齢の引上げは行うべきではない。(井手・岡本・矢野) ・今は1階の定額部分の引上げが順次行われているというような状況の中で、さらに支給開始年齢を引き上げるということになれば、ますます年金に対する国民の不信・不満が高まり、不安の拡大ということにつながりかねず、慎重な対応が必要。(小島)
(3) 次世代育成支援	<p>○少子高齢化が将来の我が国社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想される中で、公的年金制度においても次世代育成支援に向けた対応をとることをどう考えるか。</p>	<p>【年金制度での次世代育成支援を肯定する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度でも、少子化対策としてできるものを実施するべき。(堀) ・年金制度での対応は、出産・育児のため年金に関し不利になっているとすれば、それを解決するのが基本。(堀) ・親の所得、職業、就業形態に関わりなく、子どもに着目した普遍的な支援を基本に置く支援をすべき。(山崎、杉山) ・育児や介護のために仕事を辞めるあるいは休む選択をした者に対して社会全体で配慮することは、特にこのような少子高齢化の社会においては問題がない。ただし、まずは第3号被保険者の問題を解決し、個人の生き方に公平なものとすることが前提。(杉山) <p>【少子化対策は必要だが年金制度の外で行うべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対応を進める必要はあるが、公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではない。(岡本・矢野) ・現在の支え手(女性被保険者)を失うことなく、将来の支え手(子ども)を減少させないためには、年金制度の枠組みの中での経済的直接的支援よりも、就業環境、社会環境を整備して、子育てにより現在の仕事と収入を失わずにすむようにする方が効果的。(井手) ・次世代育成は、年金制度の中での経済的支援よりも保育サービスの充実等の社会基盤の整備で考えるべき。(矢野・大澤・大山・翁・山口・向山) <p>【育児期間中の者への配慮措置に反対はしないが、効果は疑問とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護期間中の配慮は不当ではないが、少子化対策としての有効性は疑問。(大澤)

	<p>○育児期間中の者に対する保険料の免除等の配慮措置を拡大することについてどう考えるか。</p> <p>【育児休業期間中の措置を拡充すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児に対する支援をもう少し手厚くしてもいい。少なくとも1年という育児休業の期間が妥当かどうかをよく検討する必要がある。(神代) ・①育児休暇中の保険料免除期間の延長、②就業を継続するも時短等で年金保障が不利にならないよう、育児期間前の標準報酬、あるいは平均賃金で保険料納付が行われたものとして扱うなどの配慮、③いったんは離職した後も(例えば)3年以内に再就職した場合なども、なんらかの配慮を行なうなどを行ってはどうか。(杉山) <p>【育児休暇取得者に対する措置は効果が少ないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産を機に退職する人が多く、育児休暇取得者は7万人にとどまることから、育児休暇取得者に関する措置は効果が少ない。(堀) ・育児休業期間中の免除期間を拡充しても、その政策効果は不明確であり、義務化された育児休業期間(最長1年)の範囲内にとどめるべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【育児休業の取得者以外についても、年金額で配慮すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階の厚生年金に関しては、育児休業を取得したか否かに関わりなく、育児期間の前後を通算して一定の厚生年金の被保険者期間がある場合に、年金額算定において一定水準の報酬を保障することとしてはどうか。(山崎) ・2号被保険者に対しては、育児休暇取得者だけでなく短時間労働者に変わったものも、子どもが3才くらいになるまでは従前の賃金をベースに給付するのがよい。(小島) ・仕事を辞めた人が不利にならないように、そのような人も含めて幅広く対応することが基本である。(堀) ・育児休暇を取れずに離職したり、短時間労働者になる人にも配慮するべき。(山口) <p>【第1号被保険者にも支援措置を拡充するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護期間中の者に対する配慮措置が必要。第1号被保険者も育児・介護期間中は保険料の負担をなくすべき。(今井、杉山) ・1階の基礎年金部分に関しては、第1号被保険者を含め、全ての被保険者について、育児期間中は基礎年金の保険料負担を免除または軽減してはどうか。(山崎) ・第1号被保険者に対しても、子どもが3才くらいになるまでは学生と同様に納付特例を認めてはどうか。(小島)
--	---

	<p>○公的年金の積立金を活用した教育資金貸付制度についてどう考えるか。</p> <p>【夫婦間の年金分割案を採用することで保険料の減免が行えるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階の基礎年金部分に関して、第1号被保険者を含めて育児期間中の全ての被保険者の基礎年金の保険料負担を免除または軽減する場合、第3号被保険者の取扱いについては、「夫婦間の年金権の分割案」を採用し、妻も保険料負担を行っているものと擬制すれば、保険料について免除または軽減するという形を取れる。(山崎) <p>【教育資金貸付制度に賛成する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代支援については、年金を使った奨学金制度が有効。年金のありがたみが増し、若者も年金を身近に感じることにつながる。(杉山) ・奨学金については基本的に賛成。きちんと金利を取るのであれば、積立金の一つの運用先となる。(山崎) ・年金資金を活用した「若者皆奨学生」案に基本的に賛成。ただし、利子をどうするかが問題で、一般財源により利子補給することが考えられる。(堀) <p>【教育資金貸付制度に反対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な年金原資を使って育英会と同じような教育ローンを開始することは、①特殊法人整理合理化の方向と逆行し、②しかも年金資金の損失リスクを招きかねない、という点で反対。(翁) ・少子化対応を進める必要はあるが、育英奨学金や教育貸付金については、すでに公的な機関で行われており、年金の積立金を本来の目的である年金給付以外の目的に流用する必要はない。(井手・岡本・矢野) <p>【教育資金貸付制度の他にも還元融資制度を検討するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸付制度の他に、保育サービスの基盤整備のための還元融資制度を検討すべきではないか。(山崎)
--	---

検討項目	論点	委員意見
6. 女性と年金 (1) 女性のライフスタイルの変化と給付設計の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○女性のライフスタイルが多様化する中、年金制度の給付設計についてどう考えるか。 ○給付設計を個人単位とした場合に、女性の年金保障はどうとらえるか。 	<p>【制度の給付設計の単位・モデルを見直すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者世帯については、「共働き世帯モデル」により将来の年金額の水準を設定すべき。同様に、自営業者世帯についても、一定の被用者年金の加入期間を有する「転職者世帯モデル」を考えるべきではないか。(山崎) ・現在は最も所得代替率が高くなる類型のみで議論しているので、複数のモデルで検討すべき。(大澤) ・被用者世帯における給付水準の下限を論ずる場合、所得代替率は世帯類型別に相当の差がある。所得代替率で給付水準の妥当性を判断するのであれば、世帯類型別の試算が必要。(井手) ・制度間の負担方式が異なる中、配偶者の加入する制度により被扶養者の年金が変わることは不適当で、制度の個人単位化を図るべき。(今井)
(2) 第3号被保険者制度	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬比例部分についての夫婦間の年金権分割案についてどう考えるか。 	<p>【報酬比例部分についての夫婦間の年金権分割案を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の所得は夫婦が共同で獲得したものとみなして、被用者世帯の年金の個人単位化を図るべきである。その場合、基礎年金保険料に対応する報酬を報酬下限とする。報酬下限以下の者の給付については、第1号被保険者との均衡上、基礎年金のみとし報酬比例部分は支給しない。(山崎) ・年金権分割は、遺族厚生年金を不要とすることにつながれば、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の不均衡を是正できる。(大澤) ・年金権分割案であれば、健康保険における給付と負担の在り方との整合性も確保できる。(山崎) <p>【夫婦間の年金権分割案を共働き世帯も含めて採用すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得分割方式の考え方による実行可能性のある提案として、「夫婦間の年金権の分割案」を共働き世帯を含めて採用すべき。(山崎) ・年金分割は第3号被保険者に有利で、個人単位の不公平感が解消しないとの指摘もあるが、分割を2号-3号間に限らなければよいのではないか。働けば自分の年金も増えることになる。(大澤) ・2号被保険者と3号被保険者の間の年金分割は認めて、2号と2号の間では認めないと

	<p>すると、3号にとどまって年金分割をした方がむしろ自分の年金が増えると誤解されるおそれがある（夫の年金が減るだけなのだが）。(大澤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期的には、第1号被保険者の所得が把握でき、家庭内での役割も夫婦で半分ずつという状況であれば、2号－3号以外も全て分割するという考え方はあると思う。(杉山) <p>【共働き世帯も含めて採用する場合に考慮すべき事項を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2号－3号以外でも分割する考え方もあるが、2号－2号で妻の方が高賃金で、かつ家事もやるような場合に分割を不満に思う人もある。選択制も認めるべき。(井手) <p>【夫婦間の年金権分割案の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際には3号には負担なしで基礎年金が給付される点は変わらず、不公平感は解消されない。短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行ったとしても、年金権分割とセットで実施されれば、更なる就業調整が行われて第3号にとどまる傾向は強くなる。(井手・翁) 夫婦間の年金権分割案では、第3号を選ぶことに「お得感」が出てしまう。(杉山) 年金権は一種の財産権であると考えられるため、分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要。分割制度を導入しても現行制度と変わりはない。離婚しなかった夫婦は、厚生年金を分割する必要がない。(堀) 夫婦間の年金権分割案はきわめて合理的だが、わかりにくいという欠点がある。(渡辺) 夫婦間の年金権分割案は、対象を専業主婦としているが、共働き世帯や離婚時の分割のあり方について検討を行った上で、その是非を考える必要がある。(大山・山口・小島) <p>○負担調整案についてどう考えるか。</p> <p>【負担調整案を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整案は、妻も保険料を負担して老後の保障を得るとともに、共働き世帯や独身者の不公平感を是正するので最も現実的。ただ、同時に3号被保険者縮小案を実施する必要がある。(渡辺) 負担調整案－Ⅱにより、段階的に個人単位での公平性を徹底していく方向がよいのではないか。(今井) 負担調整案－Ⅰについては逆進性が高くなる可能性があり、経済情勢を考えると問題がある。負担調整案－Ⅱは、可能性としてあり得る。(翁)
--	---

	<p>○給付調整案についてどう考えるか。</p> <p>【負担調整案の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担が原則の厚生年金に応益負担の要素を持ち込むのは妥当か。また、事業主負担分の保険料を片働きの被保険者についてのみ引き上げる理由は、事業主にはない。片働きの被保険者が不利となり、雇用中立的ではなくなる。さらに、夫婦の合計賃金が同じ場合、保険料額は片働き夫婦の方が共働き夫婦よりも高くなつて、水平的公平性に反するのではないか。(堀) ・被用者グループ内で、第3号被保険者の有無で保険料負担が2本建てとなり、応能負担という原則を変えることになる。給付が多い人は負担も多くということにつながりかねない。(小島) ・共働き世帯や単身世帯の不公平感は解消されるが、事業主負担が増える。また、社員に異なる率を適用することは制度として煩雑。負担調整案ーⅠは、定額保険料が増えることによる逆進性が課題。(井手) <p>【給付調整案を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者には負担能力がないことを前提に給付を調整する案は、基礎年金を受給するために定額保険料を支払う第1号との公平性は担保される。(井手) ・給付調整案は、基礎年金を国庫負担に限り、財源を消費税にする方向になれば、第3号の給付と負担の不公平感の解消に寄与する可能性がある。ただし、任意の追加給付制度を設けることが前提となる。(翁) ・給付調整案が整合的。満額給付を得るために納付制度を設けることで、年金収支にも貢献する。その場合の納付分は3号を抱える2号が負担してはどうか(負担調整案ーⅡとの組み合わせ)。(杉山) ・なかなか理論的にこれという案はない。妥協案を考えないといけない。アメリカやイギリスが給付調整していることにも着目すべき。(神代) <p>【給付調整案の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付調整案は、老後に必要な基礎的年金給付を行うという基礎年金制度の趣旨に反する。無職の妻の分の給付は、アメリカもイギリスも1階と2階を合わせて考えると、給付調整しているといつても、現在の日本と同じような比率になるのではないか。夫婦の合計賃金額が同じ場合の合計年金額は片働き夫婦の方が共働き夫婦よりも低くなつて水平的公平性に反する。(堀)
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・給付調整案は基礎年金を減額するという内容であり、これでは妻の老後の所得保障機能が低下する。(渡辺) ・給付調整案は、公的年金の役割や機能に照らして問題が多い。(大山・山口・小島) <p>【第3号被保険者縮小案を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者制度は、現在の社会経済の実態に適合し、社会保険の原則に即した制度である。ただし、社会経済も変化しており、また人々の考えも変わってきているので、それを踏まえた見直しも必要である。したがって、第3号の範囲は縮小するものの、制度の大枠は維持する第3号被保険者縮小案に賛成。(堀) ・第3号被保険者の範囲を狭めて、一定程度働いている人は第2号被保険者になって相応の保険料を払うこととし、その代わり、将来の年金が期待できるようにするのがいいのではないか。(神代) ・当面、厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していくことで対応すべきである。(大山・山口・小島) <p>【第3号縮小案の問題を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行ったとしても、第3号被保険者の大半は3号のままとなるため、第3号縮小案の効果は薄い。(井手) <p>【基礎年金の見直しが必要だとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4案のいずれを行っても、世帯類型による所得代替率の格差は残る。基礎年金制度の見直しが必要。(大澤) ・定額の基礎年金給付を制度内に持つ限り、第3号のような収入のないもの、短時間労働者のような低収入のものに対して厚生年金を適用すると、第1号との均衡を図るために更なる調整が必要となり、制度が複雑化する。(井手) ・基礎年金を税方式化することにより、公正な負担の実現につながり、未納・未加入問題や第3号被保険者問題の解決にも資する。(井手・岡本・矢野) <p>【就労促進の観点から見直すべきだとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者制度自体の見直しは、就労促進の観点から見直すべきである。第2号と第3号との間に限った年金権の分割案は、就労促進よりも、むしろ第3号被保険者に止まるものが増えることになると考えられる。なお、厚生労働省からいくつかの案
○第3号被保険者縮小案についてどう考えるか。	
○上記4案以外にどのような考え方がありえるか。	

		が提示されているが、直接雇用関係のない第3号被保険者の保険料について、事業主に負担を求めたり、事業主経由で徴収することは合理的ではない。(井手・岡本・矢野)
--	--	--